

## **[事案 2020-33] 失効取消請求**

・令和2年9月28日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人による失効の予告がなされなかったことを理由に、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成6年2月に契約した終身保険について、契約者貸付金および貸付利息が貸付限度額を超過したとして令和元年5月に失効したが、以下の理由により、失効を取り消すか、復活請求を承諾してほしい。

- (1)失効前に、募集人によるフォローがなかった。
- (2)失効後に、保険会社からの未開封の通知書19通を開封したが、契約者貸付金および貸付利息が貸付限度額を超過したことや、保険会社所定の金額を払い込む必要があることの通知は含まれていなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)令和元年3月に、4月中に払込最低必要額を支払わなければ失効する旨を文書で通知したが、払込期限日までに支払われず5月に失効した。なお、平成30年3月にも同様に文書で通知を行い失効を予告したところ、払込期限日までに払込最低必要額が支払われ、契約が継続していた。
- (2)失効後、復活を希望する旨の連絡を受けたが、糖尿病の既往があったこと等の理由により、承諾できない旨を回答した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、失効に際しての状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社は申立人に対して、失効の予告および契約者貸付金の返済について通知していたことが認められ、また、復活請求の承諾は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。